

日本航空医療学会 施行細則

第1章 評議員の選出

- 第1条 評議員になるための審査を受けようとする者（以下、「評議員候補者」という。）は、当該審査の行われる期日において、会則第12条に定める資格を全て具備していなければならない。
- 第2条 評議員は会員であることを前提として、理事会が必要と認めた場合には、会則第12条に定める資格を具備していなくても、評議員に理事会が推薦することができる。
- 第3条 理事長は、評議員選出が行われる年の6ヶ月以前に発行される機関誌に、以下の各項を含む公告を記載する。
1. 選出する評議員の総数
 2. 審査申請書類の交付請求締め切り期日
 3. 審査申請書類の受理締め切り日
 4. その他、立候補に必要な条件
- 第4条 評議員候補者は、受理締め切り日（当日発送まで有効）までに審査申請書類を郵送（書留）にて評議員選出委員会（以下、「選出委員会」とする。）に提出しなければならない。

第2章 評議員候補者が具備すべき資格

- 第5条 評議員候補者は会則第12条に定めるもの他、以下の資格を具備すべきものとする。
1. 連続して3年以上本学会の正会員であり、かつ会費を完納していること
 2. 評議員1名の推薦があること
 3. 航空医療に関する業績（論文、学会発表等）、実績（業務経験、役職等）を有していること

第3章 選出委員会

- 第6条 選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、その結果を理事会に報告する。
- 第7条 選出委員会は、以下の人員により構成する。
1. 選出委員会は理事4名、評議員3名、合計7名によって構成される。
 2. 委員の選考においては、関係する各領域から選考するよう配慮する。
 3. 委員長は理事とし、委員は理事会で決定され、評議員会に報告される。
- 第8条 選出委員の任期は3年とする。再任を妨げないが2期を超えてはならない。交代は半数交代を原則とする。

第4章 評議員選出の手順

- 第9条 選出委員会は、以下の各項に従う。
1. 選出委員会は委員長が招集する。
 2. 選出委員会は、選出委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 文書による出席の表示は出席と認めない。
 4. 選出委員会の議長は、委員長がこれを務める。
 5. 選出委員会で審議する議事は、出席者の過半数をもって決す。可否同数の場合は、委員長が決する。
 6. 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名してこれを事務所に保管する。
 7. 選出委員会の議事録は原則として公開しない。
- 第10条 理事長は理事会の議を経て評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。
- 第11条 評議員の再任候補者も通常の手続きを経て、評議員とし再任される。

第12条 評議員選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議する。

第5章 評議員の任期

第13条 評議員の任期は、選出された年の定時評議員会から3年後の定時評議員会の前日までとする。

第6章 監事・選挙理事の選出

第14条 理事長は、選挙が行われる年の4月末までに発行される機関誌に、以下の各項を含む公告を掲載する。

1. 監事・選挙理事立候補に必要な書類の種類
2. 立候補書類の請求と送付の仕方
3. 立候補書類の受理締め切り日
4. その他、その必要な条件

第15条 監事・選挙理事候補者になろうとする者は、前条に示された各項によって届出をしなければならない。

第16条 監事・選挙理事は、選挙が行われる年の定期評議員会に出席した評議員の投票によって選出される。欠席する評議員の委任状による投票は認めない。

第17条 監事2名・選挙理事7名の投票は監事2名連記・選挙理事7名連記とし、監事上位2名・選挙理事上位7名を監事・選挙理事とする。

第18条 監事・選挙理事に欠員が生じた場合は、選挙前は欠員が判明した時点で評議員に欠員を連絡し、2週間を限度として再募集を行う。選挙後は、監事・選挙理事の場合は、選挙で次点の者が追加される。次点が不在の場合は、次回の選挙まで欠員のまます。追加された役員の任期は、定められた期間の残存期間とする。

第19条 選挙の手続きは、この細則に定めるものその他、監事・選挙理事選出に関する細則内規により行う。

第20条 監事・選挙理事候補者数が定数のときは、候補者全員を監事・選挙理事とし、投票は行わない。

第21条 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。

第22条 監事・選挙理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第7章 非選挙理事の選出

第23条 非選挙理事は、会則第9条により4名とし、任期は3年とする。

第24条 非選挙理事は、関係団体の推薦を原則とするが、推薦のない場合は、選挙後の理事長を決める新選挙理事による理事会において合議され、推薦、決定される。

第25条 非選挙理事に欠員が生じた場合は、理事会で推薦、決定される。追加された非選挙理事の任期は、定められた期間の残存期間とする。

附 則

・この細則は、平成21年11月13日から施行する。

・この改正は、平成22年7月30日から施行する。